

「健康保険証」について ～健康保険証の廃止とマイナ保険証～



令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します。

※氏名変更や紛失などの場合も再発行されません。

現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月1日まで経過措置で使用できます。
破棄せずにお持ちください。

※1年間の経過措置の間に資格喪失した場合は使用できません。従来どおり返却ください。

令和7年12月2日からは健康保険証は使用できません。

※返却は不要です。自身の責任で破棄願います。

以降は「マイナ保険証」をご使用ください。

※マイナ保険証をお持ちでない方へは「資格確認書」を発行します。



マイナ保険証とは

マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたものをいいます。

※登録をしているかの確認はマイナポータルでできます。

<https://myna.go.jp/>

「マイナ保険証」利用について、下記のとおりご準備をお願いいたします



1 マイナンバーカードをお持ちでない方

⇒ マイナンバーカードを取得し、健康保険証利用登録をお願いします。

取得方法 <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

登録方法 https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



2 マイナ保険証をお持ちの方

⇒ すでに健康保険証として利用可能ですので、積極的にご利用ください！

利用方法

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/mainahokensho/campaign2024/





使ってみよう！
マイナ保険証

医療機関や処方せん薬局で マイナ保険証を利用する方法

1 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください
※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください



2 認証方法を選択し、本人確認を行う



※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。
※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。（ロックがかかっても顔認証はできます）

3 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって
表示画面は異なります。



4 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

マイナ保険証を利用することで、
限度額適用認定証の発行手続きなしで、高額療養費の
限度額を超える支払いが免除されます。



3 マイナンバーカードは持っているが健康保険証利用登録をしていない方

⇒ 健康保険証利用の登録をお願いします。

登録方法 https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック！



- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール



- STEP1** ● 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2** ● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。
- STEP3** ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。
- STEP4** ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局のカードリーダーや
セブン銀行のATMでも申込できるよ！

医療機関・薬局のカードリーダーで 健康保険証利用の登録をする方法

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、
健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



顔認証付き
カードリーダーに
マイナンバーカードを置く

本人確認
(顔認証等)

保険証登録未実施の
場合
次の画面へ



この画面から
お申込み



利用
同意取得
(お薬情報など)

※顔認証付きカードリーダーの機種によっては本人確認や同意取得の必要となるタイミングが、異なる場合があります。
※申込完了までに少々お時間をいただく場合がございます。
※転職・転居等により保険者が変わり手続きが終了していない場合などには、マイナ保険証で受診いただけないことがあります。

マイナンバーカードの健康保険証利用の 申込みはセブン銀行ATMで!




- お持ちのスマートフォンがマイナポータルアプリ (申込みに必要な専用アプリ) に対応していない方
- スマートフォンをお持ちでない方、スマートフォンの操作に自信がない方

▶ セブン銀行ATMでの申込みは簡単でオススメ!

ATMでの申込みに必要なもの



+



+

ATMの操作に
健康保険証は
不要です。

マイナンバーカード 利用者証明用パスワード (4桁)

※マイナポータルおよびセブン銀行ATMでは、顔認証マイナンバーカードなど利用者証明用パスワードをご利用できないカードでは申込みできません。医療機関等の顔認証付きカードリーダーをご利用ください。

対応している医療機関・薬局

このステッカー・ポスターが
貼ってある医療機関・薬局で
使えるようになります



※利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。

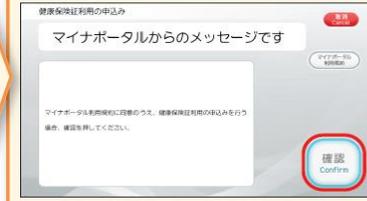
セブン銀行ATM マイナンバーカードの健康保険証利用の申込方法

- #### 1 「各種お手続き」を選択

※ATMの種類によってボタン名が「マイナンバーカードでの手続き」の場合があります


- #### 2 「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み」を選択


- #### 3 利用規約に同意のうえ「確認」を押下


- #### 4 マイナンバーカードを挿入


- #### 5 利用者証明用パスワード(4桁)を入力


- #### 6 申込完了





マイナンバーカードを持ってATMへ!

※ATMの操作に健康保険証は不要です。

1分で申込完了!





令和7年12月2日以降

「マイナ保険証」を持っていない人はどうなるの？



マイナ保険証をお持ちでない方へは、必要な保険診療が受けられるように、保険証に代わる「資格確認書」を健康保険組合が申請なしで交付します。

(現行の健康保険証をお持ちの方へは、令和7年11月下旬に配布)

現行の健康保険証と同様に、医療機関等の窓口で提示して受診してください。

※マイナ保険証をお持ちの方で、マイナンバーカードの紛失や更新手続き中、介護者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方は、申請により「資格確認書」を交付します。

国外居住でマイナンバーカードがありません

どうしたらよいでしょうか



1. 国外転出時にマイナンバーカードを失効している方、またマイナンバーカードを取得していない国外居住の方も居住国内の大使館等在外公館や、本籍地市区町村等で新規交付申請ができます。

居住国内の在外公館、本籍地市区町村等に郵送または来庁して提出

⇒ 交付通知メールを受信 ⇒ 在外公館、市区町村役場で受け取る

2. これから国外転出される方

国外転出前に「国外転出者向けマイナンバーカード」に切替えることで、継続して利用できます。

国外転出届提出時に、「マイナンバーカード及び個人カード国外継続利用申請書」を提出

⇒ 市区町村で住所記録の変更処理と国外転出者向けの電子証明書が発行される

継続利用ができ、健康保険証利用登録済であれば一時帰国時にマイナ保険証として使用できます。

1. マイナンバーカード総合サイト (国外転出者向け申請・受取方法)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

2. マイナンバーカード総合サイト (マイナンバーカードを国外で利用する)

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

マイナンバーカードの保険証利用の登録を
しているか忘れてしまいました。



行政手続きオンライン窓口の
「マイナポータル」で確認ができます。

(行政手続きオンライン窓口)
マイナポータルについて



！「マイナポータル」でできること

1. マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況の確認

利用登録をしていることを忘れていた方が多く見受けられますので、ぜひ一度ご本人で
確認をお願いします。

2. 資格情報の確認と画面の提示

下記の資格情報が確認できます。

保険者名（健康保険組合名）、保険者番号、記号、番号、枝番、氏名

医療機関・薬局等の窓口で、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行おうとした際に、マイナンバーカードのICチップの破損や機器トラブル等によりオンライン資格確認ができない場合、スマホの資格情報画面を提示することにより、自己負担分3割等の保険診療を受けられます。

※画面をPDFで保存することも可能です。

3. その他

自身の所得・地方税、行政機関からのお知らせ等情報を確認できたり、子育てや介護の行政手続き等がワンストップでできるサービスです。

マイナポータルサイト

<https://services.digital.go.jp/mynaportal/>

マイナポータルアプリ

ios
APP Store



Android
Google Play



マイナンバーカードの健康保険証利用の登録確認方法

- ①マイナポータルアプリを開き
登録・ログインをタップ



- ②パスワードを入力し
マイナンバーカードを読み取る



- ③ログインが完了するとサイトが開く
健康保険証をタップ

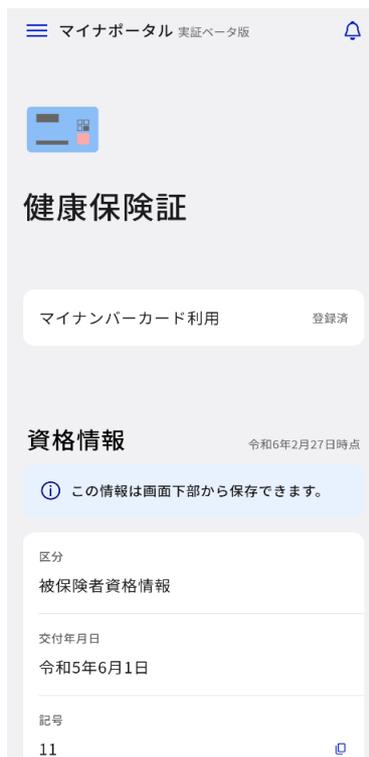


- ④マイナンバーカード利用の登録情報が
表示される

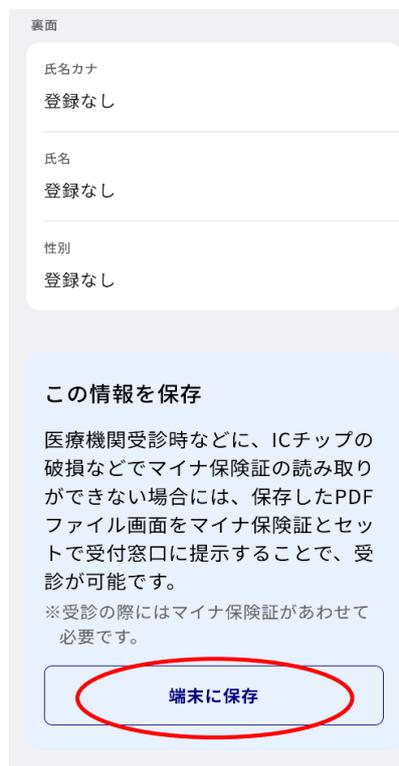


マイナポータルで資格情報を確認、画面保存をする方法

④マイナンバーカード利用の登録情報が表示される



⑤「端末に保存」をタップするとPDFで保存される



この画面をマイナ保険証とあわせて提示する

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月27日 時点

保 険 者 名	三菱瓦斯化学健康保険組合
保 険 者 番 号	06132682
記 号	11
番 号	123456
枝 番	00
氏 名	健保 太郎

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

マイナンバーカードの「電子証明書」有効期限について

マイナンバーカードの有効期限 ⇒ 10年

マイナンバーカードの「電子証明書」の有効期限 ⇒ **5年**



マイナンバーカードの有効期限は、発行日から申請者の10回目の誕生日（マイナンバーカード発行時に18歳未満の方は5回目の誕生日）ですが、マイナンバーカードに書き込まれた「電子証明書」は全て方について5回目の誕生日が有効期限となっています。

有効期限が過ぎた場合には、健康保険証等やe-Tax等の電子申請やコンビニ交付に使えなくなりますので、住民票のある市区町村の窓口で更新手続き（無料）が必要です！

※電子証明書の更新はオンラインではできません。

！ 現在、マイナ保険証をお持ちでも「電子証明書」の有効期限切れで使用できない状況の方がいらっしゃいますので、ご確認のうえ更新手続きをお願いいたします。

有効期限を迎える方へ地方公共団体情報システム機構から「有効期限通知書」が届きます。更新手続きの詳細については、市区町村のホームページで確認、またお電話でお問い合わせください。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問合せはこちら



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分